

第三次千曲市地域福祉計画 計画期間変更について

【理由】

第三次千曲市地域福祉計画（現行）は社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画であり、市総合計画を上位計画とする保健福祉分野での行政計画として、地域住民が共に支え助け合う地域共生社会の実現を目指して策定されている。

しかしながら、総合計画の 1 年前に策定する計画年度となっていることから、次期総合計画との整合を図り、策定作業を進めるため、下記のとおり計画を変更したい。

【計画期間変更の内容】

①次期計画の期間

現行計画は令和 3～7 年度であるため、次期計画は令和 8～12 年度の予定であったが、令和 8 年度に策定される次期総合計画（令和 9～13 年度）との整合を図るため令和 9～13 年度としたい。

②現行計画の延長

現行計画の計画期間が終了する令和 7 年度末から次期計画の計画期間が開始となる令和 8 年度当初（予定）までの間（1 年間）は現行計画を延長したい。

	令和（年度）											
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
千曲市総合計画 （計画期間 5 年）		現 行					次 期					
千曲市地域福祉計画 （計画期間 5 年）	現 行					② 延長	①	次 期				

【変更部分の内容】

- 第三次千曲市地域福祉計画の期間 令和 3 年度～令和 8 年度（6 年間）
関連計画の計画期間の追記
- 計画の進行管理と評価＜計画推進に向けた取り組み＞
令和 8 年度の追記

第三次千曲市地域福祉計画

令和3年度～令和8年度



令和3年3月

令和7年1月延長版

千 曲 市

目次

第1章 第三次地域福祉計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
(1) 地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正	
(2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行	
(3) 再犯の防止等の推進に関する法律の施行	
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	4
6 計画の進行管理と評価	4
第2章 地域福祉の現状と推進の方向性	5
1 千曲市の福祉課題	5
2 目指すべき地域福祉の方向性	7
第3章 基本理念と施策体系	9
1 基本理念	9
2 基本目標と推進主体	9
3 施策の体系	11
第4章 施策の展開	12
基本目標1 一人ひとりの思いを受け止め、ともに支え合う人づくり	12
基本目標2 社会からの孤立を防ぐための体制づくり	14
基本目標3 その人らしく安心して暮らせる地域づくり	20

資料編

- 用語解説
- 千曲市地域福祉計画策定委員会名簿
- 千曲市地域福祉計画策定委員会要綱
- 千曲市地域福祉推進幹事会要領
- 社会福祉法（抜粋）【平成30年4月施行】

第1章 第三次地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正

近年の地域社会においては、少子高齢化や人口減少が進み、核家族化や単身世帯の増加により、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、支え合いの機能が低下しており、人となりのつながりを再構築し、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、孤立せずに自分らしい生活をおくることができるような社会としていくことが求められています。

また、これまでは、高齢者や障がい者など、各分野別に公的支援を整備してきましたが、近年では、様々な分野の問題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数の問題を抱え、複合的な支援を必要としたりするケースが増加しています。

このような中、国では、地域共生社会を実現するため、地域包括ケアシステム*の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年6月公布）により、改正社会福祉法*が平成30年4月から施行され、地域住民や関係機関が積極的に関わり合い、地域における支え合い体制の構築を目指すこととされました。

本市においても、このような現状を踏まえ、第三次地域福祉計画において、地域共生社会の実現に向け、本市が取り組む施策等を盛り込みます。

(2) 成年後見制度*の利用の促進に関する法律の施行

高齢化社会の進展に伴い、増加する認知症高齢者や高齢者以外でも知的障がい者やその他の精神上的障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことは、地域社会の喫緊の課題です。しかし、このような課題の解決策の一つである成年後見制度*は十分に利用されていない現状にあります。

このような状況を踏まえ、平成28年に制定された成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）では、各市町村における成年後見制度*の利用の促進に関する施策についての基本的事項を市町村計画に定めるよう努めることとされました。

本市においても第三次地域福祉計画に「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含させ、権利擁護事業の総合的な推進を図ります。

(3) 再犯の防止等の推進に関する法律の施行

国においては、約3割の再犯者によって約6割の犯罪が行われるなど「再犯者率（検挙人員に占める再犯者の割合）」が増加しており、安全で安心して暮らせる地域社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっています。

このような現状を踏まえ、国は、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律を施行し、国の責務の明確化や市町村の取り組みを推進するため、地方再犯防止推進計画の策定に努めることとされました。

本市においても「千曲市再犯防止推進計画」を策定し、第三次地域福祉計画に包含させ、本市が取り組む施策等を盛り込みます。

2 計画策定の趣旨

本市は、千曲市第一次地域福祉計画策定時から「支え合い、かかわり合い、尊重し合い、しあわせ・ゆたかさの実感できるまち」に向けた取り組みを進めてきました。

少子高齢化が急速に進展する今日、国が目指す「地域共生社会」を実現するためには、支える側と受ける側に分かれるのではなく、年齢や障がいの有無に関係なく、全ての人が、住み慣れた地域で、その人らしく、安心して自立した生活を送るために、自助、互助、共助、公助のそれぞれが機能する地域を構築していくことが重要です。

また、社会全体で支え合う取り組みを安定的に継続させていくためには、地域住民等が自らの地域に思いを持ちながら、主体的に活動することも必要となってきます。

地域福祉計画は、地域においてこれらの主体的な活動が円滑に行われるよう、また、本市における「地域共生社会」の実現に向けて策定するものです。

※本計画における「自助・互助・共助・公助」の定義は以下の通りです。

“「自助」とは、自分の責任で、自分自身が行うこと”

“「互助」とは、行政や社協などの公的団体ではなく、近隣住民やボランティア等が主体的に行う相互扶助”

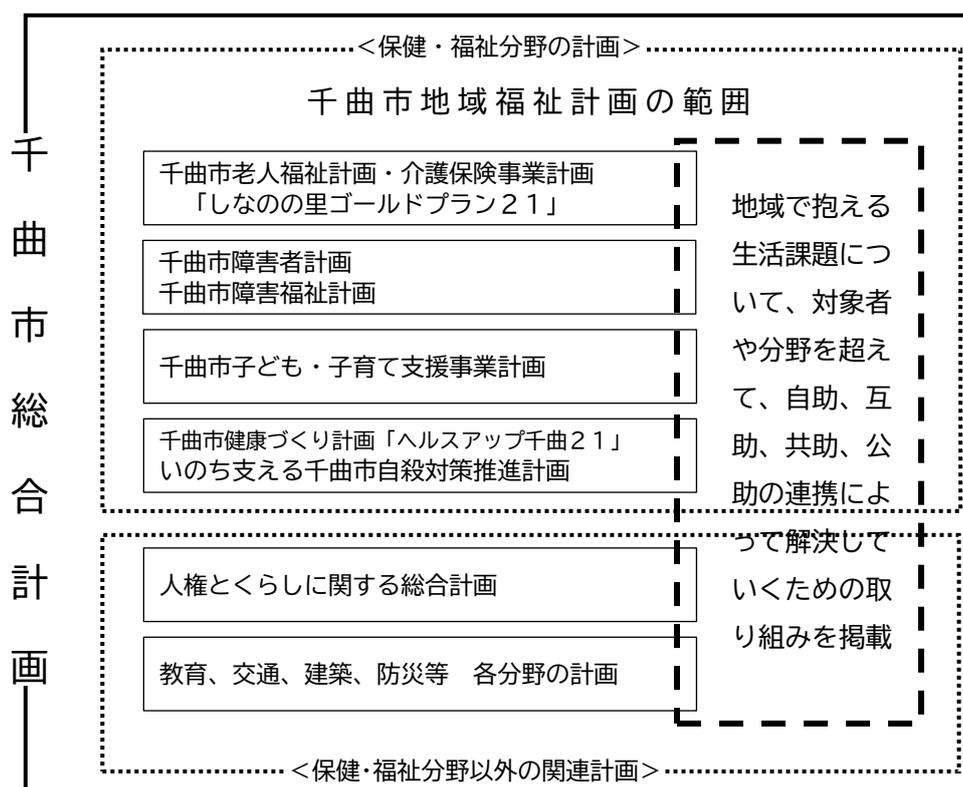
“「共助」とは、社会保険のような制度化された相互扶助”

“「公助」とは、個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共(公的機関)が行うこと”

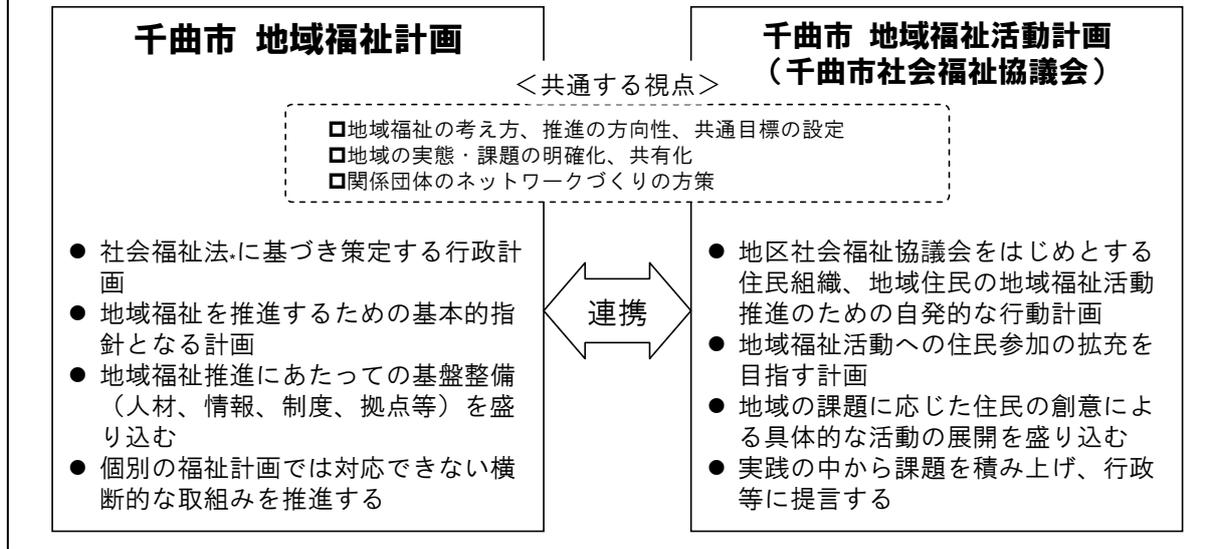
3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、千曲市総合計画を上位計画とする保健福祉分野での行政計画です。

本市における福祉課題を踏まえ、市民と関係機関等との協働によって地域福祉を推進するため、地域福祉のあり方や取り組み、役割分担などを定めるものです。



＜地域福祉計画（千曲市）と地域福祉活動計画（千曲市社会福祉協議会）の関係＞



4 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とします。

なお、計画期間中においても、市民の意識や社会情勢の変化、国の社会保障や社会福祉制度等の変更が行われた場合には、必要に応じて見直しを行います。

計画名\計画期間		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
千曲市総合計画		第2次計画（～令和3年度）		第3次計画（令和4年度～）			
千曲市地域福祉計画		第3次計画（令和3～令和7年度）					
関連計画	千曲市老人福祉計画・介護保険事業計画「しなのの里ゴールドプラン21」	第8期計画（令和3～令和5年度）			第9期計画（令和6～令和8年度）		
	千曲市障害者計画	第2期計画（平成30～令和5年度）			第3期計画（令和6～令和11年度）		
	千曲市障害福祉計画	第6期計画（令和3～令和5年度）			第3期計画（令和6～令和8年度）		
	千曲市子ども・子育て支援事業計画	第2期計画（令和2～令和6年度）					
	千曲市健康づくり計画「健康アップ千曲21」	第2次計画（平成25～令和5年度）			第3次計画（令和6年度～令和17年度）		
	いのち支える千曲市自殺対策推進計画	第1次計画（平成31～令和5年度）			第2次計画（令和6～令和10年度）		
	人権とくらしに関する総合計画	第3次計画（令和元～令和5年度）			第4次計画（令和6～令和10年度）		

5 計画の策定体制

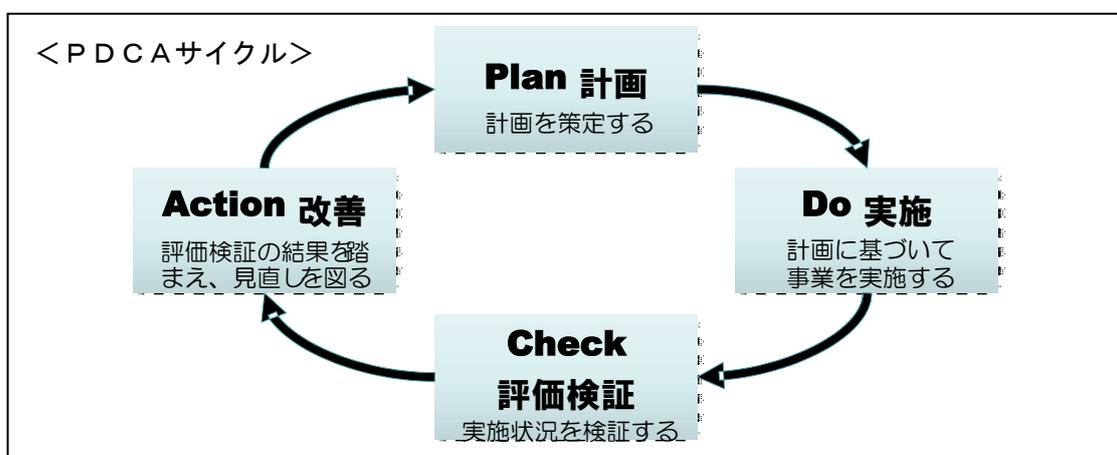
本計画は、地域の有識者や社会福祉事業者・団体の代表等によって構成される「地域福祉計画策定委員会」を設置し、千曲市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に審議を行い、策定します。

また、これと平行して、庁内に計画策定幹事会を設置し、横断的な調整を行います。

6 計画の進行管理と評価

本計画の進行管理は、以下のPDCAサイクルに基づいて実施します。

地域の有識者や社会福祉事業者・団体の代表等によって構成される「地域福祉推進委員会」を設置し、庁内の関係部局（幹事会）が実施した自己評価等の報告を受け、取り組み状況に係る適正性を確保するとともに、基本施策の評価検証や見直しを行います。



＜計画推進に向けた取り組み＞

		実施内容	
		市（幹事会）	地域福祉推進委員会
令和3年度	5月	令和7年度末に目指す状態の設定	
令和4年度	5月	前年度の実施結果の作成	
令和5年度	5月	前年度の実施結果の作成	
	6月～7月	必要に応じて計画の修正	推進委員会の開催 ・前年度までの実施結果について 評価検証
令和6年度	5月	前年度の実施結果の作成	
令和7年度	5月	前年度の実施結果の作成	
令和8年度	5月	前年度の実施結果の作成 現状・課題の整理	

千曲市地域福祉計画

令和3年3月発行

令和7年1月延長版

千曲市

編集・発行

千曲市健康福祉部福祉課

〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地

TEL:026-273-1111 / FAX:026-273-8011